

議案第十号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三二七七人」を「三一九三人」に、「六一三人」を「五六七人」に、「五五人」を「八五人」に、「六六八人」を「六五二人」に、「三九八三人」を「三八八三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三一九三人</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 五六七人</p> <p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 八五人</p> <p>計 六五二人</p> <p>四 略</p> <p>合計 三八八三人</p> <p>2 略 3 略 4 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三二七七人</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 六一三人</p> <p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 五五人</p> <p>計 六六八人</p> <p>四 略</p> <p>合計 三九八三人</p> <p>2 略 3 略 4 略</p>